

横浜市新たな劇場整備検討委員会条例

令和元年6月14日

横浜市条例第2号

(設置)

第1条 横浜市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる新たな劇場の整備を検討するため、市長の附属機関として、横浜市新たな劇場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 新たな劇場の整備の検討に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、市長が任命する委員12人以内をもって組織する。

2 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員その他これに準ずる委員を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。